



長野県報

8月28日(月)
平成29年
(2017年)
第2903号

目 次

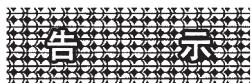
告 示

河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課) 1

公 告

漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課) 1

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課) 2



長野県告示第430号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県大町建設事務所において縦覧に供します。

平成29年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 河川の名称

姫川水系 一級河川 姫川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成29年8月28日

3 廃川敷地等の位置

北安曇郡白馬村大字北城15848-2地先～13972-1地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 28,928.39平方メートル

5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課



公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成29年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
佐久漁業協同組合	佐久市跡部17-1	内共第1号

2 変更の内容

第5条第2項の表中「上流域」を「上流域の本流及び支流」に、「露切橋」を「面替橋」に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成29年8月21日

園芸畜産課